

# 環 境



段ボールコンポスト講習会

# 環 境

## 1 環 境 政 策

### (1) 環境基本計画推進

#### ア 年次報告書作成

新居浜市環境基本条例第10条の規定に基づき、平成27年度の環境施策の実施状況や環境の状況をとりまとめた「にはまの環境報告書」を作成し、公表した。

#### イ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS（通称ニームス）により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

#### ウ 改正省エネ法への対応

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正により、平成22年4月から新居浜市も特定事業者の指定を受けたため、全庁的な省エネ推進組織を発足し、省エネの推進や啓発について協議した。また、施設ごとに管理標準を作成し、これに基づく省エネ評価を継続的に行っている。

#### エ 第2次環境基本計画等の推進

第1次の「環境基本計画」「環境保全行動計画」を引き継ぎ、また新たな環境課題へも対応するため、「第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画」を平成26年3月に策定した。環境基本計画は長期的な目標や施策の基本的な事項について、また環境保全行動計画は具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めており、市がめざす環境像「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、計画書に基づいた環境施策を推進している。

### (2) 環境活動推進

#### ア 新居浜市地球高温化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球温暖化防止対策等を協議し、継続的に取り組むこととした。平成28年度は、マイバッグ持参推進、節電・節水、ごみの減量、環境学習の取組推進及び車に頼らないエコ交通の推進を柱として活動し、総会では環境学習講

座を開催した。マイバッグ持参推進キャンペーンや、地球温暖化防止啓発イベントの実施のほか、運転免許更新時にエコドライブ啓発チラシの配布、定期的な市政だよりへの記事の掲載などを行った。また、環境省が推進する地球温暖化防止のための国民運動クールチョイスに賛同し、市民への浸透を図るなど、全市的な意識啓発を行った。

#### イ にはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。平成28年度は、市の委託事業として炭焼き体験学習、自然観察会、環境家計簿普及啓発、自転車マイレージ活動、ごみ減量・3R活動推進講習会、環境活動PR掲示板の作成・設置などを実施した。

#### ウ みどりのカーテン普及

省エネ意識啓発のため、自宅等でゴーヤ等の植物を育て、「みどりのカーテン」を育成するモニター50世帯に登録してもらい、育成報告を集約し広報を行った。

#### エ 省エネ・新エネ設備導入支援

地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、家庭用燃料電池システム及び家庭用蓄電池システムの設備に対し導入支援補助金を交付している。

平成28年度設置補助件数 70件

#### オ 自転車のまちづくり推進事業

環境に優しい自転車の利用を促進するため、自転車の修理や休憩場所等を提供して自転車利用者を応援する「サイクリング協力店」を募り拡大することで、自転車の利用環境の向上に取り組んでいる。

#### カ エコして得するポイント事業

市民がごみの減量や地域環境の保全に関心を向け、自ら行動を起こすきっかけづくりとして、エコ活動への参加者にポイントを付与し、エコグッズ等の賞品と交換するエコポイント制度を平成27年度に開始し、環境保全活動の活性化を図った。

## 2 環 境 衛 生

### (1) 予防業務

#### ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内約40カ所を巡回して集合注射と犬の登録を実施している。ただし、平成7年度から狂犬病予防法の改正により、犬の登録は生涯1回となった。(登録手数料3,000円、集合注射料3,000円)

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

区分	年度	24	25	26	27	28
予 防 接 種 数		4,173	4,090	3,934	3,858	3,817
処分(引取り、その他)		105	112	101	151	89

#### イ こん虫駆除

衛生害虫(蚊・ハエ)の発生源は、公共発生源と家庭内発生源に分けられるが公共発生源については、4月から10月までを中心に業務委託により駆除活動を行っている。

家庭内発生源については、必要希望世帯に窓口で薬剤を無料配布し、駆除を行っている。

### (2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

### (3) 火葬場

#### ア 施設の概要

区 分	新居浜市斎場	大島火葬場	別子山火葬場
所 在 地	磯浦町19番1号 ☎34-8163	大島甲1254番地	別子山乙540番地の1
敷 地 面 積	1万4,190.58㎡	243.71㎡	516.45㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	木造平家建	鉄骨造平家建銅板瓦棒ぶき
建 物 面 積	1,787.64㎡	28.66㎡	65.13㎡
開 設 年 月	昭和59年4月	昭和30年1月	平成4年3月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)、汚物炉(1)	火葬炉(1)	火葬炉(1)
室 構 成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等	—	—
事 業 費	建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円	—	—

この公営葬儀は、祭壇の飾り付け、仏神具及び葬祭用品の供与並びに霊柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

#### ア 葬祭具・霊柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の105を乗じて得た額。(10円未満は切捨て)

葬 祭 具 (単位：円)

使用料区分 区 分	使 用 料	
	大 人	小 人
祭 壇 一 式 (仏式又は神式)	45,000	45,000
仏、神具一式 (棺箱、箱、その他)	19,000	16,500

霊柩自動車 (15.4.1改定・単位：円)

車種別使用料 距離区分	普 通 車		特 別 車	
	普 通 車	特 別 車	普 通 車	特 別 車
10キロメートル以下	12,970	19,510		
10キロメートルを超え 20キロメートル以下	15,400	23,530		
20キロメートルを超え 30キロメートル以下	18,860	29,290		
30キロメートルを超え 40キロメートル以下	22,300	35,040		
40キロメートルを超え 50キロメートル以下	25,760	40,800		
50キロメートルを超え 150キロメートル以下 (20キロメートルまで を増すごとの加算額)	5,530	9,220		

イ 使用状況 (単位：件)

年 度	24	25	26	27	28
申請件数	87	67	63	45	59

使用料

(9.4.1 改定)

火葬場名称	施設名称	種別	単位	使用料 (円)		摘要
				市内居住者	市外居住者	
新居浜市場 齋	火葬室	12歳以上	1体	無料	15,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。</li> <li>・手術肢体及び産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに210円を加算する。</li> </ul>
		12歳未満	1体	無料	9,000	
		死産児	1胎	無料	3,000	
	汚物炉室	手術肢体	10キログラム以内	2,100	6,300	
		産汚物	10キログラム以内	2,100	6,300	
	霊安室	遺体保管	1回(2日以内)	1,050	3,150	
	式場	葬儀	1回(3時間以内)	5,250	15,750	
待合室			無料	無料		
大島火葬場	火葬室	12歳以上	1体	無料	1,000	
		12歳未満	1体	無料	1,000	
		死産児	1胎	無料	500	
別子山 火葬場	火葬室	12歳以上	1体	無料	15,000	
		12歳未満	1体	無料	9,000	
		死産児	1胎	無料	3,000	

イ 使用状況

区分		年度				
		24	25	26	27	28
齋場	火葬室	1,521	1,568	1,589	1,464	1,604
	汚物炉室	27	41	35	36	32
	霊安室	22	30	26	33	26
	式場	11	1	1	1	1
大島	火葬場	-	-	-	-	-
別子山	火葬場	-	-	-	-	-
計	火葬場	1,521	1,568	1,589	1,564	1,604
	汚物炉室	27	41	35	36	32
	霊安室	22	30	26	33	26
	式場	11	1	1	1	1

大島火葬場・別子山火葬場は平成26年4月1日より休止

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

墓地名	設置場所	面積 (㎡)
第1 真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2 真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料 (永代) 0.1㎡当たり 21,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は、市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

昭和51年度から墓園の造成工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を建設した。また、平成2年度に第3平尾墓園として第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区409区画の1,738区画を計画・着工、そのうち第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区409区画が完成し、供用を開始した。

また、平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を整備し、平成22年度から供用を開始した。

区 分	第 1 平尾墓園	第 2 平尾墓園	第 3 平尾墓園
所 在 地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷地面積 (㎡)	9,950	5,061	15,098
墓域面積 (㎡)	6,415	5,061	7,305
1区画面積 (㎡)	3.3	3.3	3.3
墓所区画数 (区画)	1,530	501	1,745
主 な 施 設	管理事務所・休憩所 (東屋・パーゴラ) トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総事業費 (千円)	252,179	86,459	507,491
永代使用料 (円)	1区画 525,000		
管 理 料 (円)	1区画 42,000 (20年分)		

区 分	第 2 平尾墓園合葬納骨施設
所 在 地	観音原町乙106番地の2
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積(㎡)	174.92
開 設 年 月	平成22年4月
主 な 設 備	合葬式納骨壇(1体用) 2基200区画(200体分) 合葬式納骨壇(2体用) 5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか
使 用 期 間	合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代
使 用 料	合葬式納骨壇(1体用)…1年につき10,500円 合葬式納骨壇(2体用)…1年につき21,000円 合葬室…1体につき10,500円

#### (5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は、法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

#### ア 公害対策の概要

##### (ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄及び浮遊粉じんの測定機を設置して以来、整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定局名	高 津	泉 川	多 喜 浜	金 子	中 村	工 業 高
測定項目						
二酸化硫黄	○		○	●	●	●
浮遊粒子状物質	○		○	●	●	●
窒素酸化物	○	○		●	●	
オキシダント	○	○		●	●	
炭化水素	○	○		●		
風向・風速	○	○	○	●	●	●
微小粒子状物質				●	●	

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

##### (イ) 水質汚濁対策

市内河川13地点について定期的に水質調査を実施している。また、環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

さらに、有機塩素系物質による地下水汚染の実態把握にも努めている。

##### (ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

##### (エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

##### (オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動規制法による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

種類 年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌 地盤	その他	計
24	94	5	23	0	14	0	4	140
25	84	6	30	0	13	1	9	143
26	99	11	24	0	12	1	8	155
27	76	15	12	0	7	0	10	120
28	63	8	17	2	9	0	2	101

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成21年11月 4日	住友金属鉱山株式会社
"	住友化学株式会社
"	住友重機械工業株式会社
"	住友共同電力株式会社
"	日本エイアンドエル株式会社
"	日本キッチン株式会社
"	新居浜マテリアル株式会社
"	住友重機械ハイマテックス株式会社

### 3 生活環境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、平成28年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

平成28年度委託料 25,863,168円

イ 収集状況 (平成28年度)

区分	委託業者	許可業者		計
	し尿	し尿	浄化汚泥	
収集量(kl)	825	15,306	15,970	32,101
車両(台)	593	9,028	5,616	15,237

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(26.4.1 改定)

区分	適用範囲	料金(円)
し尿処理	従量制 し尿の収集、運搬及び処分	18リットルにつき 194
		18リットルに満たない端数につき 97

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

平成28年度補助設置基数 40基

総事業費 13,698,000円

平成28年度までの補助事業設置累計は2,023基となっている。

(2) ごみ処理

ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第四次長期総合計画において、リサイクルを基本とした分別排出・収集、処理施設の整備等、総合的な処理体系を確立することを目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月及び平成23年11月に見直しを行った。

イ 収集の方法

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理

のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成13年度から、大型ごみをステーション方式から戸別収集方式に変更した。

平成18年度からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施した。

平成21年10月からは、新9種分別(燃やすごみ、

プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)を実施し、現在は、平成28年10月から布類を新たに区分した10種分別により収集している。

なお、収集業務は全て業者に委託している。

また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯への戸別収集(ふれあい収集)を平成21年10月から実施している。

## ウ ごみ量

(単位：t)

区分 年度	収 集 量 (パトロール車の収集は含まない。)										直 接 搬入量
	燃やすごみ	プラスチック製容器包装	びん	缶	古紙類	ペットボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	合計	
24	22,025	1,346	964	337	2,443	225	52	635	587	28,614	18,553
25	22,095	1,273	918	332	2,492	228	53	627	567	28,585	18,945
26	21,838	1,197	863	310	2,274	210	50	572	554	27,868	19,472
27	21,541	1,106	859	271	2,081	206	51	541	551	27,207	20,153
28	20,697	1,104	787	259	2,001	207	46	472	549	26,122	19,474

注：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。

平成28年10月から、古紙類に布類を含む。

## エ 収集委託の状況 (平成28年10月～)

	市内(大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	6 業者	機械車 (2t 積) 11台	1 業者	小型ダンプ車 (0.7t 積) 1台	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	3 業者	機械車 (2t 積) 3台				
び ん ・ 缶 ・ 有 害 ご み	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 4台				
古 紙 類	3 業者	ダンプ車 (2t 積) 3台				
不 燃 ご み ・ 布 類	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台				
ペ ッ ト ボ ト ル	1 業者	機械車 (2t 積) 1台				
大 型 ご み	2 業者	ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四貨物車 2台				
ふ れ あ い 収 集	1 業者 (車輛は収集先・収集件数により適宜対応)					

注：平成28年度委託料 3億2,752万5,996円

(20.9.28改定・単位：円)

## オ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。動物の死体、多量のごみ及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

区 分	適用範囲	料 金		
一般廃棄物 処理手数料	動物の 死体処理	犬、ねこ等	1体につき	210
	多量のごみ 処理	事業活動に伴って排出される事業所及び商店のごみ	1車につき 100キログラムまでごと	
産業廃棄物 処理手数料	市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したもの			800

#### カ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)を無断で持ち去る行為が各地で発生したことに対応し、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

#### キ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみ回収活動を行っている自治会や学校PTA等の市民団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

平成28年度	195団体
資源回収量	1,630,737kg
奨励金額	8,113,360円

#### ク 家庭における生ごみ減量の推進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみを減量するため、平成3年度からコンポスト、平成7年度から密閉式容器、平成12年度から電気式生ごみ処理機を設置する者に対し、補助金を交付している。

平成28年度	コンポスト	48基
	密閉式容器	13基
	電気式生ごみ処理機	12基
	補助金額	379,200円

また、平成22年度からは、家庭で比較的取り組みやすい段ボールコンポストについて、にはま環境市民会議と協働し、堆肥化講習会や講演会を実施するなどして、家庭における生ごみ堆肥化の普及に取り組んでいる。

平成28年度	段ボールコンポスト	863個
	講習会開催回数	90回

#### ケ レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO<sub>2</sub>排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設置し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業者(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所及び新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在9事業者23店舗)

#### コ ごみの減量・3Rの推進

平成23年度から、不用となった衣類及び廃食用油の拠点回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。現在、清掃センターの作業車2台に廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料を使用している。また、家庭から出る不用品を有効活用させるために「不用品伝言板」を設置し、市民間でのリユースを促している。

#### サ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所123団体)を中心に昭和62年から市民の美化意識の向上を図ることを目的に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を実施している。

#### シ 「きれいなまち新居浜をみんなで作る」条例

新居浜市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定した。(平成14年4月1日施行)

#### ス 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定した。(平成14年4月1日施行)

#### セ 不法投棄対策

道路や河川等の公共の場への不法投棄対策として、定期的なパトロール、警告看板及び監視カメラを設置している。平成26年度から不法投棄の多発地点市内9か所に監視カメラを設置している。

## 4 環 境 施 設

### (1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3か年の継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

#### 施設概要

所在地	観音原町乙122番地の1 ☎41-4225
敷地面積	約28,000㎡
完成	平成15年3月
総事業費	約124億円
建設工事費	110億400万円
延床面積	ごみ焼却施設…… 12,813㎡ 粗大ごみ処理施設… 2,881㎡ 管理棟…………… 1,804㎡

### ア ごみ焼却施設

処理能力	201トン/日 (67トン/日×3炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉
余熱利用設備	発電設備 ・蒸気タービン及び発電機 (定格出力：1,950kw) ・場内冷暖房、給湯等
排ガス処理設備	ばいじん……バグフィルタ 硫酸化物……消石灰噴霧 塩化水素……消石灰噴霧 窒素酸化物……脱硝触媒塔 ダイオキシン類…活性炭噴霧

### イ 粗大ごみ処理施設

処理能力	40トン/日 (5時間)
破碎型式	前処理破碎……せん断回転式 粗大ごみ破碎……衝撃回転式
回収物	鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、不燃物
運営状況	管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託 平成28年度委託料 2億5,341万円

#### (ア) 運転状況

(平成28年度)

区分	1号炉	2号炉	3号炉	計	衝撃破碎機	前処理破碎機
運転時間(h)	4,308	7,121	4,128	15,557	381	625
処理量(t)	10,244.62	18,245.71	10,328.05	38,818.38	2,731.94	1,180.97

#### (イ) 資源化状況

品名	資源化量 (t)
破 碎 ア ル ミ	47.95
破 碎 鉄 等	500.28
新 聞 紙	24.47
雑 誌	43.21
段 ボ ー ル	42.14
計	658.05

### (2) リサイクル推進施設

リサイクルプラザは老朽化により施設の運転を終了し、リサイクル推進施設を平成21年10月から供用開始した。施設は、プラスチック製ごみ・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設及び資源ごみ(びん)保管施設等から成り、リサイクル推進の拠点施設である。

ただし、ペットボトル資源化処理施設は、旧清掃センターで継続して運転している。

#### 施設概要

所在地	観音原町乙122番地の1 ☎41-4225
完成	平成21年9月
総事業費	約5億7,000万円
延床面積	リサイクル棟 1,848.10㎡ ストックヤード 300㎡

処理能力 プラスチックごみ処理施設 6.4 t/日(5h)  
 資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t/日(5h)  
 不燃ごみ処理施設 4.9 t/日(5h)  
 資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t/日

ペットボトル資源化処理施設

施設面積 約400㎡  
 処理能力 2.0 t/日(5h)  
 事業費 5,460万円  
 完成 平成18年3月  
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託  
 平成28年度委託料 7,574万円

(ア) 運転状況 (平成28年度)

施設名	稼働時間(h)	処理量(t)
プラスチックごみ処理施設	1,576.8	1,105.45
資源ごみ(缶)処理施設	1,059.3	264.94
資源ごみ(びん)処理施設	—	950.66
不燃ごみ処理施設	1,057.3	557.28
ペットボトル資源化施設	789.7	206.58

(イ) 資源化状況 (平成28年度)

品名	資源化量(t)
スチール缶プレス	142.63
アルミ缶プレス	134.04
白色カレット	360.13
茶色カレット	336.50
その他色カレット	115.56
ペットボトル	201.52
プラスチック製容器包装	649.07
使用済乾電池・蛍光灯	41.89
使用済小型電子機器	123.01
計	2,104.35

(3) 最終処分場

平成17年度から3か年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立てを開始した。(ただし、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

所在地 菊本町二丁目817番2地先  
 ☎ 37-5300  
 事業費 約82億円  
 (護岸建設工事等を含む。)  
 完成 平成20年3月  
 埋立面積 24,000㎡  
 埋立容量 363,116m³

浸出水処理方法 公共下水道へ放流  
 埋立方式 水中投棄方式  
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託  
 平成28年度委託料 2,202万円

処理状況

年度	25	26	27	28
処理量(t)	1,696	1,574	1,707	1,618

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3か年の継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新した。

所在地 阿島二丁目20番5号  
 ☎ 45-3077  
 敷地面積 9,512㎡  
 事業費 25億4,761万6,000円  
 完成 平成2年3月  
 処理能力 140kl/日  
 処理方法 二段活性汚泥法(低希釈)+高度処理  
 建物構造 処理棟 鉄筋コンクリート地下  
 (面積) 1階・地上2階建  
 3,937.79㎡  
 管理棟 鉄筋コンクリート地上  
 2階建 676.60㎡  
 倉庫棟 鉄筋コンクリート平家建  
 126.00㎡  
 受入・貯留設備 破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス、各貯留槽  
 1・2次処理設備 低希釈二段活性汚泥処理設備  
 高度処理設備 凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備  
 汚泥処理設備 汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備  
 脱臭設備 薬液洗浄脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃焼脱臭設備、生物脱臭設備  
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託している。  
 平成28年度委託料 5,464万円

処理状況 (平成28年度)

区分	委託業者		許可業者		計
	し尿		浄化槽汚泥		
搬入量 (t)	825	15,307	15,954		32,086
割合	50.3%		49.7%		100%

## 5 公共下水道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。

昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。

第2期事業として昭和57年度、認可区域を497ヘクタールに拡大した。

第3期事業として昭和61年度に計画決定区域を1,269ヘクタールに、認可区域を810ヘクタールに拡大した。

第4期事業として昭和62年度に認可区域を1,030ヘクタールに拡大した。

第5期事業として昭和63年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ1,865ヘクタールに拡大した。

その後、平成15年度に下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し直し、第6期事業として平成17年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ2,127ヘクタールに拡大し、整備を進めてきた。

面整備の進捗に伴い、第7期事業として平成23年度に計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,367ヘクタールに拡大するとともに全体計画の計画人口等の見直しを行い、安全で快適な生活環境の確保のため、また総合的な雨水対策を実施すべく積極的な事業展開を図っている。

(1) 全体計画と現況 (平成28年度末)

区分	全体計画	事業計画	現況	
面積 (ha)	4,453	2,367	1,971	
処理人口 (人)	119,400	87,710	74,838	
管渠延長(汚水) (m)	842,500	529,610	426,567	
ポンプ場	汚水中継ポンプ場	1	1	0
	雨水ポンプ場	13	10	9
終末処理場	1	1	1	
日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	58,570	40,050	34,300	
日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	68,450	47,240	40,400	
時間最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	101,440	68,450	58,600	
総事業費 (百万円)	223,870	116,930	113,353	
内訳	管渠・ポンプ場費 (百万円)	195,148	95,346	92,133
	処理場費 (百万円)	28,722	21,584	21,220

(2) 公共下水道普及状況 (29.4.1現在)

事業計画区域面積 (ha)	現在処理面積 (ha)	整備率 (%)
2,367	1,971	83.3

  

住民基本台帳人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
121,211	74,838	61.7

(3) 平成28年度公共下水道事業の財源内訳

(単位：千円)

事業費額	国庫補助金	起債	下水道使用料	受益者負担金等	一般会計繰入金
2,038,782	509,840	1,419,000	5,445	46,684	57,813

(4) 受益者負担制度

本制度は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく負担金及び地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する制度である。

・負担金及び分担金を納める者（受益者）

排水設備工事が行われた土地の所有者（複数の場合は、その代表者）。ただし、その土地に権利者（地上権者、質権者、使用借主又は賃借人）がいる場合には当該所有者と協議して所有者に代わる者を定めた場合はその者。

・負担金の額

基準日(新設等(排水設備の新設、増設又は改築をいう。)の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日をいう。)における新設等土地(新設等が行われた土地をいう。)の面積について、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第1負担区	152円
第2負担区	210円
第3負担区	210円
第4負担区	252円
第5負担区	269円
第6負担区	339円

・分担金の額

次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に存する場合は、(1)に掲げる額とする。

(1) 面積割額

基準日における新設等土地の面積に1平方メートル当たり339円を乗じて得た額

(2) 資産割額

基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に5を乗じて得た額

・負担金及び分担金の徴収

負担金及び分担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金及び分担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合及び公的扶助を受けている者等については、負担金及び分担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いが困難な者については、事情により徴収を猶予する。

(5) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、

水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

ア 改造工事1件につき50万円以下

イ 無利子

ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から

エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

ア 建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。

イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。

ウ 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していないこと。

・利用状況(28年度) 件数 13件  
金額 557万円

・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(6) 水洗便所普及状況 (29.4.1現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率 (%)
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	
35,813	74,838	32,543	68,346	91.3

注1: 処理区域内人口には外国人を含む。

注2: 処理区域外を含む水洗化状況は、34,092世帯、71,598人である。

(7) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の108を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(22.4.1改定)

区分	使用料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金 (円)	超過料金(円) (排除汚水量1m <sup>3</sup> につき)	
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	950	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	130
			20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	175
			50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	200
			100m <sup>3</sup> を超えるもの	215
湯屋汚水	排除汚水量1m <sup>3</sup> につき		25	

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8m<sup>3</sup>と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(8) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を排水設備指定工事店に指定し、必要な規制を行っている。

## 6 下 水 処 理 場

所在地 菊本町二丁目15番1号  
 ☎ 34-3410

敷地面積 14万 9,766.99㎡  
 その他水源池用地 82.23㎡

構造及び  
 建物面積

ポンプ棟  
 鉄筋コンクリート地下3階  
 地上1階建 3,966.81㎡

管理棟  
 鉄筋コンクリート地下1階  
 地上2階建 4,617.43㎡

機械棟  
 鉄筋コンクリート地下1階  
 地上3階建 4,814.40㎡

汚泥濃縮棟  
 鉄筋コンクリート地下1階  
 地上2階建 1,307.36㎡

その他7室  
 鉄筋コンクリート平家建（水源池ポンプ室を含む） 638.54㎡  
 計 1万 5,344.54㎡

事業費 213億1千万円  
 供用開始 昭和55年3月  
 運営状況 当処理場は、管理部門と運転部門に分かれ、運転部門は民間会社に委託している。

施設の概要

施設の種類		施設の名称	全体計画	事業計画
電気施設	受電電力	受電電圧	6,600 V	
		契約電力	870 kw	
電気施設	自家発電設備	発電電圧	6,600 V	
		発電電力	2,000 kVA	
水処理施設	汚水沈砂池	3池	2池	
	汚水ポンプ	6台	5台	
	着水井	1池	1池	
	最初沈殿池	7池	3池	
	反応タンク	8池	5池	

施設の種類		施設の名称	全体計画	事業計画
水処理施設	最終沈殿池	塩素混和池	8池	5池
		送風機	2池	1池
			4台	4台
施雨設水	雨水沈砂池		4池	4池
		雨水ポンプ	5台	5台
汚泥処理施設	汚泥重力濃縮槽		2槽	2槽
		汚泥機械濃縮	2基	1基
		汚泥消化槽	4槽	3槽
		ガスタンク	2基	1基
		ボイラー	3台	2台
		脱硫塔	2基	1基
		脱水機	3台	2台
その他	余剰ガス燃焼装置		1基	1基
		連絡管廊	1式	1式
その他	放流渠		2カ所	2カ所
水源池施設		φ80mm×0.45m <sup>3</sup> /min 1台		
		契約電力 220V 13KW		
		自家発電設備 24KVA		

## 7 一 般 下 水 路 及 び 河 川

公共下水道認可区域外の排水路、排水管及び市管理普通河川の改良と維持補修を行い、住民の生活環境改善を図っている。

平成28年度実績

整備事業費 154,486 千円  
 延長 1,318.4 m

## 8 排水ポンプ場

(29.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積 (ha)	ポンプ口径 (mm)	台数 (台)	原動機の種類	排水能力 (m <sup>3</sup> /h)
惣開	惣開町3番25号	40.0	350	1	水中モーター エンジン	8,418
			700	2		
土場	新田町一丁目4番31号	114.1	800	1	モーター エンジン	29,400
			1,200	2		
王子川 (県施設)	新田町一丁目4番28号		1,200	2	エンジン	24,000
			500	1	水中モーター	
西原	西原町三丁目1番1号	13.6	1,000	2	エンジン	16,800
			500	1	水中モーター	
港町	港町16番26号	11.3	500	1	水中モーター	8,400
			500	2	エンジン	
			700	1	エンジン	
沢津	清水町12番13号	84.4	800	1	モーター	31,800
			1,000	3	エンジン	
垣生北	垣生六丁目6番31号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多喜浜	多喜浜二丁目16番7号	104.0	700	1	モーター	9,480
			900	1	エンジン	
白浜	多喜浜四丁目4番52号	29.0	250	1	モーター	5,810
			500	1	水中モーター	
			600	1	エンジン	
菊本	菊本町二丁目15番1号	66.2	600	1	モーター	29,760
			1,000	3	エンジン	
垣生	垣生三丁目5番6号	55.2	700	1	エンジン	15,996
			1,200	1	エンジン	
多喜浜 新田	多喜浜三丁目4番67号	10.0	500	1	エンジン	7,200
			800	1	水中モーター	
江の口	垣生三丁目2番7号	192.0	800	1	モーター	64,800
			1,200	5	エンジン	
宇高	宇高町四丁目13番22号	140.0	1,000	2	エンジン	15,900
東浜	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
黒島	黒島二丁目1番29号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
松神子	長岩町4番27号	73.5	800	1	モーター	23,400
			1,000	2	エンジン	
新須賀	新須賀町四丁目15番34号地先	0.7	300	1	水中モーター	828
磯浦	磯浦町7番地先	9.0	150	1	水中モーター	2,730
			500	1	水中モーター	
中須賀	中須賀町一丁目6番地先	1.0	200	1	水中モーター	1,020
			250	1	水中モーター	
旧江の口	松神子四丁目2番32号	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南白浜	多喜浜四丁目6番15号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新白浜	多喜浜五丁目3番91号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切抜	阿島二丁目17番3号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新磯浦	磯浦町11番25号	0.5	200	1	水中モーター	345
宮西	宮西町5番81号地先	12.5	500	1	水中モーター	2,712
			200	1	水中モーター	
大島	大島192番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久保田	一宮町二丁目5番20号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
中央	西原町二丁目7番66号	73.6	800	1	モーター	35,100
			1,200	3	エンジン	
落神	落神町1番21号地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260
南小松原	南小松原町9番地先	10.2	500	1	水中モーター	1,800
国領	船木4884番地の1地先	1.5	250	2	水中モーター	828
磯浦西	磯浦町16番7号	33.1	350	2	水中モーター	1,800
東田	東田二丁目1773-10地先	1.2	200	2	水中モーター	600
松神子第2	松神子一丁目5番14号地先	4.0	300	3	水中モーター	2,106
大島第2	大島232番地先	4.7	300	2	水中モーター	1,152
一宮	一宮町二丁目4番8号地先	5.9	250	2	水中モーター	1,956

